

行政の議会対応にもつと真剣さがほしい。担当者の議案に対する思い入れが感じられないことがある

田中秀和議員

(1)市民生活行政について

①一台2,000万かかるエレベーターを住民センターに設置する議案が議会を通らなかつたことについて、説明が足りなかつた、拙速であつたとかつた、拙速であつたと市長は答弁しているが、提案前に本当に十分な検討がなされたのかが疑問であった。地元への経済効果が少ないエレベーターにより、地区によつて平屋の住民センター別館をつくるという方法もある。このような議会の判断に対するどう考へているか。市長の本当の気持ちを聞きたい。

市長(1)説明不足だつたことは一般的に考えられるとしてある。しかし、私としては、特にこれに熱い思いを持つていた。20年前からずつと考えていた。障害をお持ちの方はもとより、御高齢者が非常にふえている。そして、あの比較的急な階段を上の非常に困つていらつしゃる。地区別ミーティ

事が予定されているが、使用中止の期間はいつからいつまでか。その間の代替地として入国管理センター跡地の活用はできないのか。

(2)農林水産行政について 国の事業仕分けによって農業関係事業がバッサバッサと切られ、農業関係者の不安は増大するばかりだ。市として来年度の予算編成の中で、農業予算の位置づけをどのよう

(その他の質問事項)
・地域が元気になるために老人会や子ども会の役割が重要

・萱瀬ダムの水質改善を整備について

陸上競技場

総務部長(1)①地縁団体の認可をするということは、法的に権利と義務を兼ね備えた権益をその団体に付与しているということである。仮にそれを取り消す場合には確固たる法的な根拠がなければできないと考えている。

総務部長(1)②虚偽の申請、不正な手段によつて認可を得たのではないかといふ指摘であると思うが、申請とは言えない。した



つては、保有予定の土地については、地番と面積を記載することになつており、認可をする行政側に登記簿等を確認することは求められていない。また、現在、当該地は共有地に戻つてゐるが、地縁団体の認可申請時においては、当該団体の総会においては、う認識で決議し、申請をされたものであり、虚偽の申請とは言えない。した

翌年3月18日の予定であるが、芝の養育の期間があり、その生育状況によるが、予想では5月、6月ごろまでかかるので、はないかと考えている。その間の代替地は補助グラウンドや旧体育館跡地を検討したい。



委任の終了に関する訴訟と認可取消について

宮本議員

(1)地縁団体の認可取消について

①地方自治法第260条の2第14項において、認可を受けた地縁団体が同条第2項各号のいずれかの要件を欠くことになつたとき、または不正な手段により認可を受けたときは認可を取り消すことができる。しかし、東大村の地縁団体の件については、この第14項に適うにもかかわらず、それでも市が認可を取り消さないのはなぜなのか。これも公定力のなせる業か。

総務部長(1)①地縁団体の認可をするということは、法的に権利と義務を兼ね備えた権益をその団体に付与しているということである。仮にそれを取り消す場合には確固たる法的な根拠がなければできないと考えている。

総務部長(1)②虚偽の申請、不正な手段によつて認可を得たのではないかといふ指摘であると思うが、申請とは言えない。した

がつて、取消要件のいずれかに該当するとは認められず、取り消しはできない。

(その他の質問事項)

・三城城の文化財指定の経緯と歴史資料の拡散防止について
・搬入した廃棄物の臭気問題と江川への汚水流入問題について
・東大村の違反廃棄物の処理について